

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

| | |
|--|--|
| 調達件名 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業事務補助業務に係る労働者派遣 1月～3月 |
| 発注課 | 保) 保健所医療対策室調整担当課 |
| 選定事業者 | リンケージサービス株式会社 |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） | |
| <p>現在実施中の初回接種及び令和5年秋開始接種については、「今後の新型コロナウイルスワクチン接種について（その7）」（令和5年8月9日付け厚生労働省事務連絡）および第27・28回自治体説明会回答により、令和6年3月31日まで実施する方針が示されておりますが、令和6年1月以降の国からの補助金の枠組み等について具体的な内容は明示されておりませんので、国の動向を注視しております。</p> <p>その後、「今後の新型コロナウイルスワクチン接種について（その8）」（令和5年9月8日付け厚生労働省事務連絡）が発出されましたが、そこにおいても「令和6年1月以降の当該事業の内容に関しては、改めてお示しする。」となっております。現時点においても未だに国から具体的な情報を得られておりませんが、臨時接種期間が令和6年3月31日までと示されていることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制について、令和6年1月1日以降も引き続き維持していく必要があり、ワクチン接種事業の中で電話問合せ対応業務を行う労働者（オペレーター）派遣業務については重要度が高く、他の業務の状況も勘案し、今後も同様の体制を継続して維持する必要があると判断いたしました。</p> <p>ワクチン接種業務に関する市民や医療機関からの様々な内容の問い合わせに対応するためには、ワクチン接種業務が3年程継続し制度が複雑化しているワクチン接種業務に関する膨大かつ幅広い知識を十分に理解したうえで、部内業務と連携し、最新の動向に合わせた適切な対応を行うことが必要不可欠です。そのため、知識が不足している者がオペレーター業務を行った場合、問い合わせに対して円滑な対応ができず、市民に不利益を与えるほか、医療機関に対し、不要な混乱をまねくことが想定されます。</p> <p>また、これまでも接種の概要、ワクチンの種類、接種に係る書類の発行等の幅広い問い合わせが寄せられているが、それに加え令和6年1～3月については、医療機関宛に公費接種期間の終了に伴う通知や令和6年度のワクチン接種に関する通知等、多数の通知を発出することが見込まれている他、無料で接種が受けられる期限が3月末であることから、医療機関や市民からの問い合わせが急増することが想定されるため、事業運用開始時からの経緯等を熟知しており、問い合わせに迅速かつ適切に回答できる人材を派遣できるものを契約の相手方としなければなりません。</p> <p>リンケージサービス株式会社はワクチン接種業務や部内業務について十分熟知している職員を有しており、多岐にわたる知識や情報を用いて電話問い合わせ対応を即座に行うことができる職員を継続して派遣することが可能であるため、引き続き円滑な業務が遂行できるものであります。</p> <p>加えて、新たな業者と派遣契約を結ぶ場合、契約に絡む内部手続きや業者側の派遣者確保、事前研修等のため、最低でも2か月以上の期間を要するところですが、上述のとおり、国から令和6年1月以降の補助金に係る具体的な情報を得られていなかったため、手続きを進めることができなかった。このため、現段階においては他の業者が実施するための十分な準備期間を確保することができない状況となっていることから、令和6年1月以降も新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制を継続して維持し、円滑な市民対応を行うことが可能な唯一の業者である当該選定業者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約を行う。</p> | |
| 根拠法令 | <p>■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> |

| | |
|-----|------------|
| 決定日 | 令和5年11月29日 |
|-----|------------|